

自己評価と外部評価の実施

平成 27 年度の制度改正により、指定小規模多機能型居宅介護事業所においては従来の外部評価機関による外部評価は不要となり、代わりに、1 年に 1 回以上、サービスの改善及び質の向上を目的として、各事業所が自ら提供するサービスについて評価・点検（自己評価）を行うとともに、当該自己評価結果について、運営推進会議において第三者の観点からサービスの評価（外部評価）を行うことが義務付けられました。

1. 自己評価の意義

自己評価は、事業所の全ての従業員が自ら提供するサービス内容について振り返りを行い、その上で他の従業員の振り返り結果を当該事業所の従業員が相互に確認しながら、現状の課題や質の向上に向けて必要となる取組等について話し合いを行うことにより、小規模多機能型居宅介護事業所として提供するサービスについて個々の従業員の問題意識を向上させ、事業所全体の質の向上につなげていくことを目指すものです。

2. 外部評価の意義

外部評価は、運営推進会議において、当該事業所が行った自己評価結果に基づき、当該事業所で提供されているサービスの内容や課題等について共有を図るとともに、利用者、市職員、地域住民の代表者等の第三者の観点から評価を行うことにより、新たな課題や改善点を明らかにすることが必要になります。

そのため、運営推進会議において外部評価を行う場合には、市職員又は地域包括支援センター職員の参加が必須です。

3. サービス評価の具体的な流れ

（1）自己評価の実施

自己評価は「スタッフ個別評価」と「事業所自己評価」からなります。

各スタッフが「スタッフ個別評価」を行い、それをもとに事業所内で話し合いながら、事業所自己評価を作成します。

（2）外部評価の実施

- ①事前に運営推進会議の参加者に「事業所自己評価」と「地域かわりシート」を配布する。
- ②運営推進会議を開催する。
- ③会議の中で自己評価の説明をし、改善の進め方等について意見を募る。

さらに、外部評価についても意見を募り、集約する。

(3) サービス評価総括表の作成

事業所は、運営推進会議（外部評価）で出された意見をもとに「地域からの評価（結果まとめ様式）」を作成します。また、それに基づき「サービス評価総括表」を作成します。作成した結果は、次の運営推進会議で報告し、評価を確定します。

(4) 評価の公表

評価結果を次の方法等により公表します。

- 利用者及びその家族に対して手渡し又は郵送
- 「介護サービスの情報公表制度」に基づく介護サービス情報公表システムへの掲載
- 法人のホームページへの掲載又は事業所内の見やすい場所への掲示